

第2章 ひとり親家庭の現状と課題

第2章 ひとり親家庭の現状と課題

1. 統計からみるひとり親家庭の現状

(1) 離婚件数・離婚率の推移

本市の離婚率の推移をみると、平成21年の離婚件数は1,174件、離婚率は2.32(人口千人対比)となっています。大阪府・全国と比べると、平成17年から大阪府を下回っているものの、全国よりはやや高くなっています。

■ 離婚件数と離婚率(人口千人対比)の推移

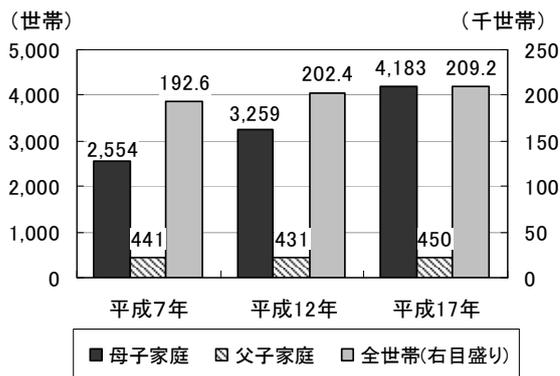
		平成16年	17年	18年	19年	20年	21年
東大阪市	離婚件数(件)	1,333	1,190	1,149	1,095	1,134	1,174
	離婚率(‰)	2.60	2.32	2.24	2.15	2.24	2.32
大阪府	離婚率(‰)	2.51	2.43	2.37	2.35	2.37	2.37
全国	離婚率(‰)	2.15	2.08	2.04	2.02	1.99	2.01

資料：厚生労働省、大阪府

(2) ひとり親世帯数の推移

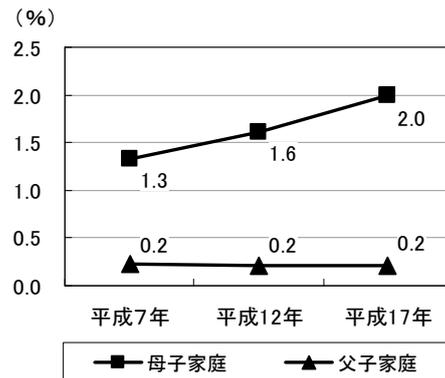
本市の母子家庭世帯数は、国勢調査によると平成7年から平成17年までの10年間で約1.6倍に増加しており、父子家庭世帯数は微増しています。また、平成17年では、母子家庭は全世帯の2.0%、父子家庭は全世帯の0.2%を占めています。

■ 世帯数の推移



■ 全世帯に占める

母子・父子家庭の割合の推移



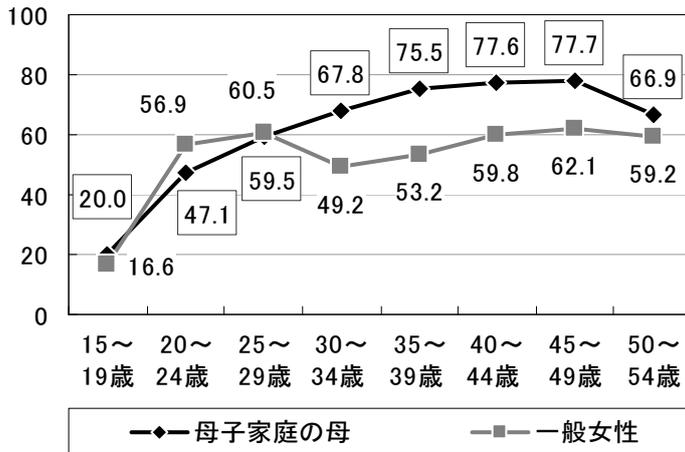
資料：国勢調査

(3) 母子・父子家庭の就業率

本市の母子家庭と一般女性、父子家庭と一般男性の就業率を比較すると、母子家庭、特に30歳～49歳で一般女性に比べて15.6から22.3ポイント高くなっています。また、就業率のピークは45～49歳となっています。

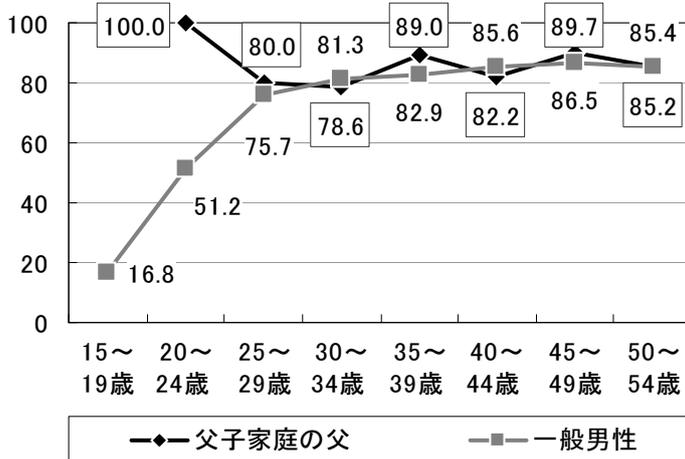
父子家庭の父と一般男性の就業率は、25～54歳での差が-3.4から6.1ポイントとなっており、女性ほどの大きな差はみられません。

■ 母子家庭の母と一般女性の就業率(%)



資料：国勢調査（平成17年）

■ 父子家庭の父と一般男性の就業率(%)



資料：国勢調査（平成17年）

(4) 児童扶養手当受給者

本市の児童扶養手当受給者は、近年は増加傾向にありましたが、平成22年は5,941人で、前年より減少しています。

■東大阪市児童扶養手当受給資格者数の推移

	平成16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
合計	5,488	5,769	5,998	6,134	6,237	6,392	5,941
小計	5,078	5,310	5,491	5,567	5,636	5,732	5,607
全部支給	3,787	4,023	4,104	4,102	4,034	4,060	3,909
一部支給	1,291	1,287	1,387	1,465	1,602	1,672	1,698
支給停止	410	459	507	567	601	660	334
対前年増減率(%)	107.4	105.1	104.0	102.3	101.7	102.5	92.9

(単位：件)

資料：東大阪市、毎年4月時点

(5) 生活保護受給母子世帯数

生活保護を受けている母子世帯数は、平成22年3月では1,822世帯となっています。平成16年からの変化を全国や大阪府と比較すると、全国では21.8%の増加、大阪府では6.4%の減少であるのに対し、本市では25.2%の増加となっています。

また、生活保護受給世帯に占める母子世帯の割合をみると、本市では14.7%で、約7世帯に1世帯が母子家庭となっています。大阪府平均よりはやや高く、全国平均のほぼ倍となっています。

■生活保護受給母子世帯の推移

	平成16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
東大阪市	1,455	1,589	1,695	1,743	1,758	1,739	1,822
東福祉	279	299	311	336	344	350	367
中福祉	545	620	674	644	625	592	607
西福祉	631	670	710	763	789	797	848
大阪府	7,570	7,948	6,599	6,455	6,610	6,508	7,082
全国	84,752	88,264	92,786	92,475	94,266	94,771	103,195

(単位：世帯) ※大阪府に政令市・中核市は含まない

資料：福祉行政報告例

毎年3月時点

■生活保護世帯の類型別割合

	全世帯	母子世帯	高齢者世帯	傷病者世帯	その他
東大阪市	100.0	14.7	39.1	36.4	9.9
東福祉	100.0	19.4	40.7	27.5	12.4
中福祉	100.0	19.6	33.9	37.3	9.2
西福祉	100.0	11.4	40.8	38.2	9.5
大阪府	100.0	14.2	49.0	24.2	12.6
全国	100.0	7.7	43.8	33.5	15.0

(単位：%) ※大阪府に政令市・中核市は含まない

資料：福祉行政報告例

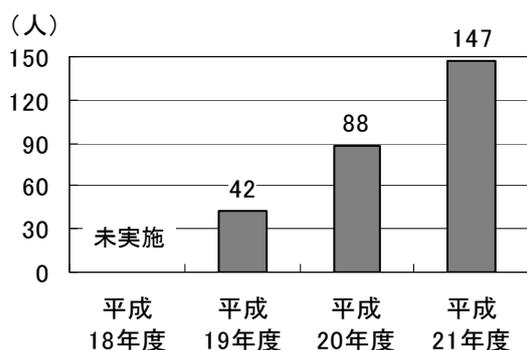
平成22年3月時点

2. 前期計画に基づく事業の実績及び評価

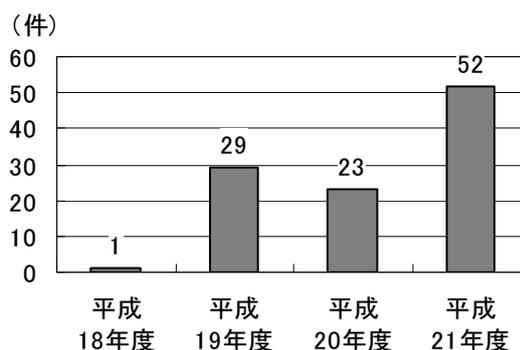
施策の方向1 就業の支援

「母子家庭等就業・自立支援センター」での就業相談者数や高等技能訓練促進費支給件数は増加傾向にあります。一方、アンケートやヒアリングでは、まだ就業に関する公的な支援策の認知度が低いことから、より一層の支援策の周知が課題として考えられます。

■母子家庭等就業・自立支援センターでの就業相談者数



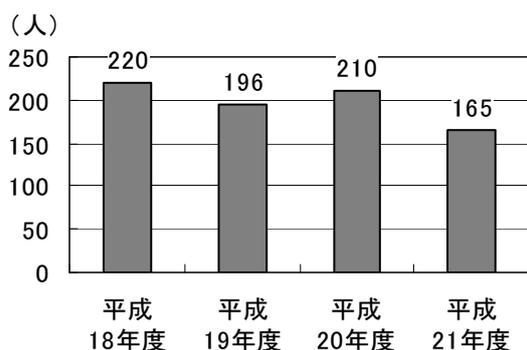
■高等技能訓練促進費支給件数



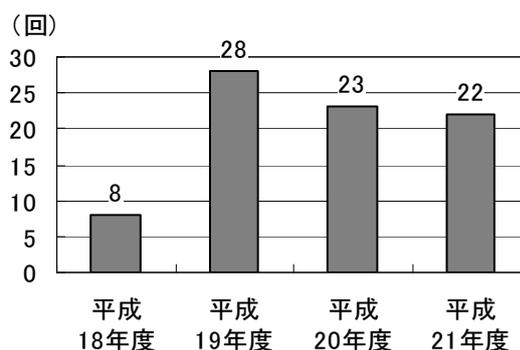
施策の方向2 子育てや生活面の支援

ひとり親家庭は保育所への優先入所があり、毎年200人前後が入所しており、保育所への全入所人数の1割以上を占めています。日常生活支援事業については20件以上の利用が続いていますが、まだまだ利用が少ない状況となっています。今後もこうした支援策の必要性は高まるうえ、ニーズの多様化への対応が求められます。

■保育所へ入所したひとり親家庭の子どもの人数



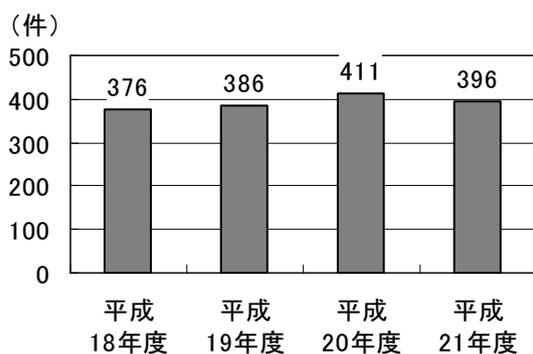
■日常生活支援事業の派遣回数



施策の方向3 養育費確保の促進

市の法律相談における離婚に関する相談件数は、400件前後で推移しています。養育費に関しては、アンケート調査でも一度も受け取ったことがないという回答が多く、いまだ十分な理解が広まっているとはいえ、養育費の確保に向けての周知と啓発が必要な状況です。

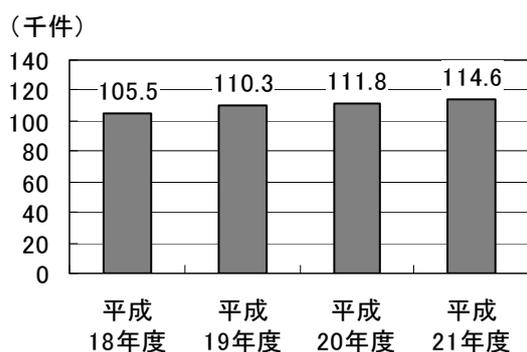
■市の法律相談における離婚に関する相談件数(参考)



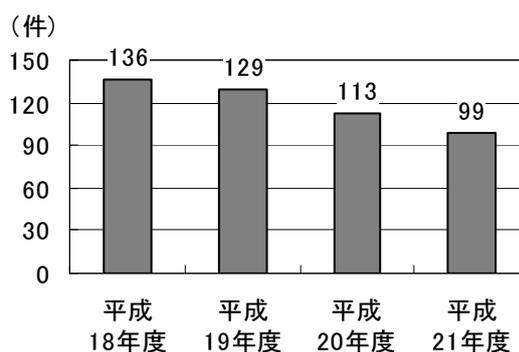
施策の方向4 経済的な支援

ひとり親家庭医療費の助成件数は、10万件を超えて増加傾向にあります。また、母子寡婦福祉資金の貸付件数は減少傾向にあります。生活の安定や自立に向けての資金調達が困難な母子家庭の母や寡婦に対して福祉資金の果たす役割は大きく、貸付を必要としている人へは今後も情報の提供、制度の周知をしていく必要があります。また、平成22年度からの子ども手当制度など、国の動きも注視しながら、今後もひとり親家庭への支援を進める必要があります。

■ひとり親家庭医療費の助成件数



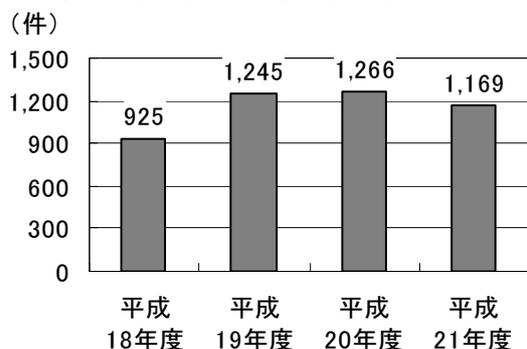
■母子寡婦福祉資金の貸付件数(新規・継続含む)



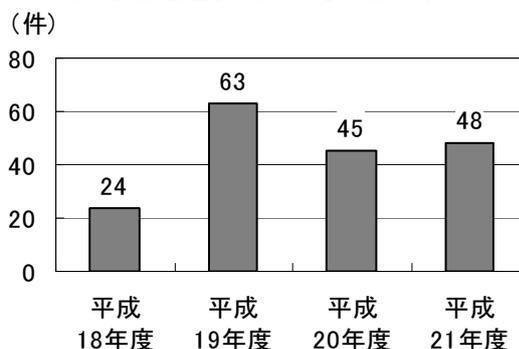
施策の方向5 相談機能や情報提供の充実

母子自立支援員や母子福祉推進委員による相談件数に増減はありますが、ひとり親家庭の孤立化を防ぐためにも相談員の必要性は増しており、より一層、相談窓口等の周知が課題として考えられます。

■母子自立支援員による相談件数



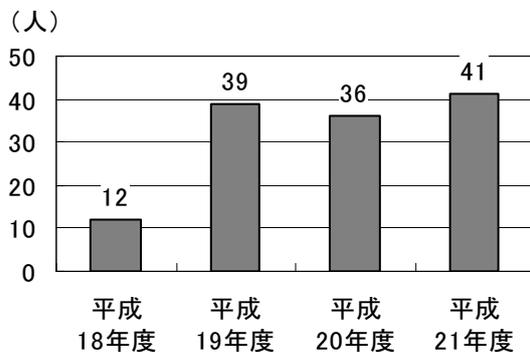
■母子福祉推進委員による相談件数



施策の方向6 母子寡婦福祉団体等との連携強化

ひとり親家庭の交流の支援や自助グループの育成のため、市及び東大阪市母子寡婦福祉会が実施している交流会の参加者数については増加傾向にあります。また、アンケート調査でもひとり親同士の交流の場を求める意見があり、より気軽に参加できるような地域ごとの取り組み、自助グループの発足などに向けて、支援していく必要があります。

■ひとり親家庭の交流会の参加者数



3. ひとり親家庭を取り巻く現状と課題

(1) 現状からみた6つの課題

●就業に関する課題

ひとり親家庭の母親や父親が、収入や雇用条件の安定した仕事に従事し、経済的に自立できることは、親本人のみならず、子どもの成長にとっても重要なことです。また、高齢期に自活していける経済力を持つことにもつながります。

「ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭・寡婦)のアンケート調査」(以下、「アンケート調査」)によると、ひとり親家庭になった直後に転職や仕事の追加など仕事上で変化があったと答えた人は母子家庭では約6割、父子家庭では約3割となっています。求職活動中に感じた問題点としては、母子家庭で約4割、父子家庭で約2割が「時間条件が合わなかった」と答えており、家事と育児、就業の両立に困難を感じていることがうかがえます。

一方、「働いていない」という人も、母子家庭、父子家庭ともに2割前後おり、ひとり親家庭の経済的な自立が難しいことも課題となっています。また、就労に関して望む施策としては、「正規雇用での就労機会の拡充」や「ひとり親家庭に対する雇用側の配慮の推進(啓発)」といった、企業への啓発面への希望が高くなっています。

就業経験が少ないことや、子どもを抱えているために就業時間などに制約があることを問題にされることなどが重なり、安定した収入や雇用条件の職業に就きたいことが課題であると考えられます。

就労に向けた資格取得についても、講座開催について「受講料の軽減」を配慮してほしいと回答している人が6割おり、また「居住地に近い場所での開講」「土日祝の開講」といった要望もあり、こうした多様なニーズにも対応しながら、より身近な環境でスキルアップを図れる機会が求められています。

ひとり親家庭が十分な収入を得て、安定した生活を送ることができるよう、就業・自立支援事業の拡充、就業機会創出のための支援など、就業支援の充実が求められます。

●子育てや生活に関する課題

ひとり親家庭においては、母親、父親が自らの仕事と家事、子育てのすべてを一人で担わなければならない分、家事、子育てに対する負担感は大きくなります。

アンケート調査結果によると、子育てと仕事の両立に関しての支援策として、「子どもが病気になったときに、子どもの世話をしてくれる人や場所」を求める人が母子・父子ともに4割を超え、「希望するときに待機なしで保育所に入所できること」を求める人は母子家庭で3割を超えています。

就学前、就学後の子どもをもつ母子家庭における子育て支援の利用状況では、「認可保育所(園)」や「留守家庭児童育成クラブ」の利用率は高いものの、その他の「ベビーシッター、ヘルパー」や「ファミリー・サポート・センター」などはほとんど利用されていないことがアンケート結果からわ

かります。ヒアリング調査などからは、利用に際しての時間制限や費用負担の面で使いづらくなっているという声もあります。日常生活においても、安心して子育てと就業の両立ができるよう、今後も生活・子育て支援の充実が求められます。

また、ひとり親家庭の生活支援として「母子家庭等日常生活支援事業(ヘルパー派遣)」「ショートステイ(子育て短期支援事業)」「トワイライトステイ(子育て短期支援事業)」「ファミリー・サポート・センター事業」を実施しているところですが、アンケート調査の中では、こうしたサービスを知らないとする割合が依然6割を超えています。情報を必要としている人に行きわたるよう、情報提供に工夫が必要です。

子どもは、家庭から保育所や学校、留守家庭児童育成クラブ、子育て短期支援事業の実施場所など、現行のしくみの中で大人の都合に合わせて、転々と居場所を変えなければならず、子どもにとっては負担になる場合も考えられます。また、母子、父子を問わず親との離死別や、その後の生活の変化は、子どもの精神面に大きな影響を与えます。子どもの安心できる居場所づくりとともに、成長過程における諸問題について気軽に相談できる場所や支援が必要とされます。

アンケート調査によると、子どもに関する悩みとして母子家庭の約6割、父子家庭の約4割の人が「子どもの教育・進学に関することが不安である」と答え、「子どもとの団らんの時間が十分とれない」と答えている人は母子・父子ともに約3割います。親が働きに出て、親との団らんの機会を持つことが少なく、様々な悩みを子どもが一人で抱えてしまうことが多くあります。そういった子どもたちの精神的サポート体制が求められています。

また、生活についての悩みの中では、賃貸住宅を探すときや入居の際に困ったこととして、6割以上の方が「家賃が高い」と答えています。また、自身に関する悩みとして「住宅に関すること」も母子家庭で2割、父子家庭で1割の方が回答しており、自分の収入と、子どもにとって良い生活環境を与えることを両立させることに困難さを感じていることがうかがえます。

●養育費に関する課題

未成年の子どもがいる夫婦が離婚した場合、父母のどちらかを親権者として定めることになりませんが、その養育に対する責務は両親にあり、離婚により変わるものではありません。母子及び寡婦福祉法の第5条において、ひとり親家庭の子どもに対して、子どもを監護しない親にも扶養義務の履行に努めなければならないとし、国及び地方公共団体は子どもを監護しない親の扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずるように努めなければならないと明記しています。

アンケート調査結果によると、現在養育費を受け取っている母子家庭は2割弱に留まっています。「以前は受け取っていたが、現在は受け取っていない」という家庭も1割あり、ほとんどの家庭で養育費を受け取っていないことがわかります。養育費を受け取ったことのない母子家庭の母親のうち、養育費を受け取っていない理由として、母子家庭の約半数が「関係を断ち切りたかった」と答えています。また、養育費の取り決めをしたものの、約6割の家庭で取り決めが守られておらず、そのうちの4割の家庭ではそれに対する対応を「何もしていない」と答えています。

養育費の確保は、ひとり親家庭の子どもの当然の権利であり、健やかな成長のために欠かせな

いものであるという観点から、養育費の履行を当事者のみにゆだねるのではなく、ひとり親家庭の子どもが必ず養育費を取得できるよう、養育費に関する広報・啓発活動を推進する必要があり、相談、支援体制の充実が求められます。

●経済的状況に関する課題

アンケート調査によると、母子・父子家庭の約4人中3人が現在の生活状況が「苦しい」または「大変苦しい」と答えています。また、現在の心配事や悩みについても、母子家庭、父子家庭、寡婦のいずれにおいても「生活費が少ない」ことが最も多くあげられていることから、ひとり親家庭の経済的な状況が悪いことがうかがえます。年間総収入をみても、母子家庭で200万円未満と答えた方が半数を超えており、ほとんどのひとり親家庭が、全国の世帯の平均収入(547.5万円 平成21年国民生活基礎調査より)を大きく下回っている状況となっています。アンケートの自由意見では、「子どもの教育費にもっと支援がほしい。向学心のある子も金銭面で進学を諦めないといけないうのは辛い。」といった意見が寄せられており、就学援助への必要性が高くなっています。

今後の国や市の施策への要望でも、母子家庭・父子家庭では「子ども手当・児童扶養手当等の経済的支援の充実」や「子どもの就学援助の充実」、寡婦では「年金額の増額等」や「医療費助成制度の充実」といった経済的支援への要望が高くなっており、今後の支援策の検討が必要です。

本市におけるひとり親家庭は、母子世帯を中心に増加しています。生活保護受給母子世帯も増加傾向にあり、依然、ひとり親家庭の経済状況は悪い状態にあると言え、これからも経済的支援の拡充が望まれます。

●相談機能・情報提供に関する課題

アンケート調査によると、悩み事の相談相手は「友人・知人」が母子家庭で約7割、父子家庭で約4割とそれぞれ最も多くなっています。一方、「市役所」や「母子家庭関連団体」といった回答は非常に低くなっており、こうした公的な相談体制が有効に活用されていない状況がわかります。また、子育てや就業に関するサービスや機関の今後の利用においても、ハローワークや各種手当などの制度に比べ、母子福祉推進委員やコミュニティソーシャルワーカーといった人的な支援策については周知が必要です。

また、アンケート調査によると、児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成と奨学金、学費減免などについては認知度が高いものの、母子家庭自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費等については「知らない」とする割合が4割を超えています。これらの事業は、当事者からの申請に基づく事業であることを考慮し、インターネットや携帯電話など、多様な媒体を活用して広く情報提供していく必要があります。

本市においては、現在、東、中、西福祉事務所に「母子自立支援員」をそれぞれ複数名ずつ配置し、ひとり親家庭の自立に向けた総合的な支援に取り組んでいます。母子自立支援員の業務は、ひとり親家庭に対して自立に必要な情報提供や相談に応じるものですが、様々な個別の相談に適切な指導・助言を行うためには、ひとり親家庭や就業に関する法制度や就業支援施策などについて

て十分な知識を持ち、相談に関して十分な経験を有する必要があります。また、ひとり親家庭にかかわる担当窓口や関係機関の担当者は、ひとり親家庭の当事者と直接対応する立場にあることから、一人ひとりの個別の不安や悩みに的確に対応できなければなりません。より専門性を高めるための研修会への参加などを通して知識を深め、資質の向上に努めることが求められます。

●関係機関及び当事者同士の連携の強化

ひとり親家庭の自立促進に向けて有効な支援を行っていくためには、自治体だけでなく、関係機関や母子寡婦福祉団体、市民活動団体など様々な関係者が協力し連携しながらきめ細やかな施策を展開することも重要です。

また、ひとり親家庭の一人ひとりの心の安定と相互の自立を促すためにも、ひとり親家庭の当事者、支援者同士で情報交換や交流を深めるための場が必要です。ひとり親家庭になった場合、急な生活環境の変化と生活費の確保のため、就業経験の有無にかかわらず、ひとり親家庭の親は就業に迫られます。子育てとの両立をしながら自らの就職活動を進めることは非常に苦勞が多く、精神的な支えともなる相談できる存在が必要です。

アンケート調査では、悩み事の相談相手が「特にない」という人が母子家庭で1割、父子家庭で2割おり、ひとり親家庭の孤立化がうかがえます。一方、2割以上の人が「同じ境遇の仲間同士で気軽に相談し合える場」が必要であると答えており、行政としても、ひとり親家庭の親子、寡婦の自主的なグループや団体活動を支援していく必要があります。

(2) 家庭ごとの課題

●母子家庭

母子家庭においては、特に就業と収入、保育や教育、住居、養育費について、課題となっています。

まず、就業に関しては、母子家庭の母親の8割は就業しているものの、4割以上の人は「パート・アルバイト」といった非正規雇用となっています。母子家庭の母親は、父子家庭の父親に比べてひとり親家庭になった前後で仕事を続けられた割合が半分以下となっており、離婚など個人的な変化と就業上の変化が同時に起こりやすくなっています。また、収入については、年間総収入が低いことが課題として挙げられます。経済協力開発機構(OECD)の相対的貧困率の定義である3人世帯での年収 224 万円を下回る、年収 200 万円未満の家庭が約6割となっています。就業に向けた能力開発への支援や、就業に関する情報提供を行うことなどにより、正規雇用やより収入の高い就業などをめざすだけでなく、民間企業に対しての、母子家庭の母の雇用に関する啓発・促進が求められます。

保育については、就業のために親が不在時の保育が重要であり、求職活動や職業訓練と、子育てとの両立が今後ますます重要となることから、多様な子育て支援制度の活用が求められます。

子どもの教育の面では、自分自身の仕事の忙しさなどで子どもとの時間が作れないこと、子どもの進学のための費用がかかることなどから、子どもの将来のことについて不安を抱えています。親への経済的な支援とともに、子どもへの支援も必要とされています。

住居については、ひとり親になった直後に親や親族の元に身を寄せている状況があり、そういった身寄りが近くに無い場合は、家賃の高い民間賃貸住宅に入居せざるを得ない状況となっています。ひとり親家庭になった直後の住居の確保についての支援や、その後の生活の上での家賃軽減につながる支援が求められます。

養育費については、大半の家庭では養育費が支払われていない状況にあり、生活費に困るなど、経済的に不安定な状況におかれていることが課題です。この原因としては、養育費は子どもの権利であるという認識の欠如と、実際の履行の可能性や手続の複雑さから実行に踏み切れていない状況が考えられ、啓発の実施と相談支援体制の充実が求められます。

また、若年層の母子家庭においては、経済的な自立が難しいため、親族の支援を受けている家庭がインタビューからも多くみられ、自立に向けた支援が必要とされています。支援についての情報が行きわたるように、インターネットや携帯電話などを活用し、情報提供を行うとともに、子育てと仕事や学業の両立ができるように、保育サービスなどの子育て支援策の充実が求められています。

●父子家庭

今回のアンケート調査ではひとり親家庭になった前後で「そのまま仕事を続けた」という人が6割ほどいたものの、「転職した」という人が2割、「仕事をやめ、無職になった」という人も1割弱と母子家庭の母と同程度の割合で発生しています。また、母子家庭の母親に比べて、若干、就業率が低くなっていましたが、「自分の健康状態等に問題があった」「年齢制限のため仕事がなかった」といった問題を抱えていることがわかります。

アンケートでの父子家庭の父親にとっての主な悩みは、「生活費が少ない」と母子家庭の母親と同じ結果となっていますが、「借金があること」「子育てや家事を手伝ってくれる人がいない」といった悩みは母子家庭の母親の回答の2倍前後と多くなっています。子どものしつけなどの子育てと、炊事などの家事といった日常生活における支援が求められています。

父子家庭の父親のうち悩み事の相談相手が「特にいない」と答えている人が2割おり、子育てに対する不安や負担感を抱えて孤立しないように、行政や地域社会が、気軽に利用しやすい十分な相談体制を整えておくことが求められます。今後の支援に関する情報提供を検討していく必要があります。

また、これまでのひとり親家庭への支援は、母子家庭を対象にしたものがほとんどですが、父子家庭の父親からは、母子家庭と同様の支援を望む声も寄せられており、父子家庭においてもひとり親家庭に対する施策としての充実が必要です。



●寡婦

寡婦においては、約7割が70歳以上となっており、高齢期の生活の不安については6割の人が「健康で過ごせるか」と答えています。65歳未満の寡婦では「経済的にやっていけるか」という回答も多くなっており、健康や将来(老後)に不安を持つ人が多く、就業と収入、高齢期における医療費についても課題となっています。

65歳未満の寡婦も約7割は働いていますが、母子家庭の母親と同様に、父子家庭の父親に比べて「正社員」の割合が少なくなっています。また、「パート・アルバイト」が多く、年収200万円未満の家庭が4割を超えており、収入が低い状況にあります。求職活動を行っている際の問題点も、65歳未満の寡婦では「年齢制限があった」や「収入条件が合わなかった」、「求人が少なかった」などが約3割と高くなっています。働いていない理由としても「年齢制限のため仕事がなかった」という人が2割おり、就職することが困難な状況であることがうかがえます。

そのため、日常生活面の支援とともに、事業主に対する寡婦の雇用に関する啓発・促進が求められます。また、今後も寡婦の高齢化は進んでいくと考えられ、ひとり親家庭としての支援とともに、高齢者福祉施策としての対応が求められています。